

## かながわつばさプロジェクト（生活困窮等若者巣立ち応援事業費補助金） 支援対象者の定義

### 1. 生活困窮世帯等の定義

以下のいずれかに該当する世帯

- ア 生活保護世帯
- イ 一定の世帯年収以下の生活困窮世帯（金額は下の表を参照）
- ウ 病気などの理由で就業が困難な世帯
- エ ひとり親の世帯
- オ その他の特別な事情があると認められる世帯

#### <生活困窮世帯の所得要件の考え方>

世帯（父母等養育者）の総収入又は合計所得金額が一定の基準（※）以下であること

※生活保護基準の1.5倍

#### ア 総収入

（単位：万円）

世帯人数	2人	3人	4人	5人
一般世帯	—	441.0	504.9	573.7
ひとり親世帯	405.7	496.6	577.2	639.6

#### イ 合計所得

（単位：万円）

世帯人数	2人	3人	4人	5人
一般世帯	—	308.7	359.9	414.9
ひとり親世帯	280.5	353.2	417.5	467.4

※単身世帯の場合は、ひとり親世帯の世帯人数2人を適用する

※ひとり親世帯に所得制限はないが、上記金額を超える場合は、支援の必要性を慎重に判断

※東京都受験生チャレンジ支援貸付事業の所得制限を準用

年収要件は設定するが、各団体の調査・判断に委ね、根拠資料（\*1）の提出も原則求めない。

（\*1）養育者の就労状況、預貯金額、資産等の調査等

## 2. ケアリーバーの定義

以下のいずれかに該当する者

ア 児童養護施設など社会的養護の下で生活しており、2023年4月までに退所する予定があること

(※措置延長される場合は、例外的に退所する予定がなくても可)

イ 現在、里親の下で生活していること

ウ 過去にア・イで生活していたこと

## 3. 被虐待・ネグレクト経験者の定義

過去または現在に、家族等から虐待・ネグレクトを受けている者

※1 虐待経験からの年月は不問

※2 刑事事件化されていない者も含む

※3 「虐待を受けている」の認定は、児童相談所が関与したケース、又は各団  
体で判断

## 4. 不登校・ひきこもりの定義

過去または現在に、以下の定義に当てはまる状態にある者

### (1) 不登校の定義 (文部科学省)

年度間に連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く)

### (2) ひきこもりの定義 (厚生労働省)

様々な要因の結果として社会的参加(就学、就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい。広義のひきこもり)

## 5. ケアラー・ヤングケアラーの定義

過去または現在に、以下の定義に当てはまる状態にある者

### (1) ケアラー

こころやからだに不調のある人の介護、看病、療育、世話、気づかいなど、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする者

### (2) ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこども



障がいをもつ子どもを育てている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と介護でせいっぱいでほかに何もできない



仕事を辞めてひとりで親の介護をしている



遠くにひとりで住む高齢の親が心配で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



アルコール・薬物依存やひきこもりなどの家族のケアをしている



障がいや病気の家族の世話や介護をいつも気にかけている

©一般社団法人日本ケアラー連盟